

第 11 章 補助資料

11.1 給水装置工事に係る一連の流れ

給水装置工事の施行にあたっては、工事申込者からの依頼を受けてから完成検査及び精算までを一貫して、指定業者ならびに主任技術者が責任を持って遂行しなければならない。

<解説> 次に一般的な給水装置工事に係る一連のフロー図を示すので参考にすること。

なお、各工程の詳細については、この基準の参照先を確認すること。

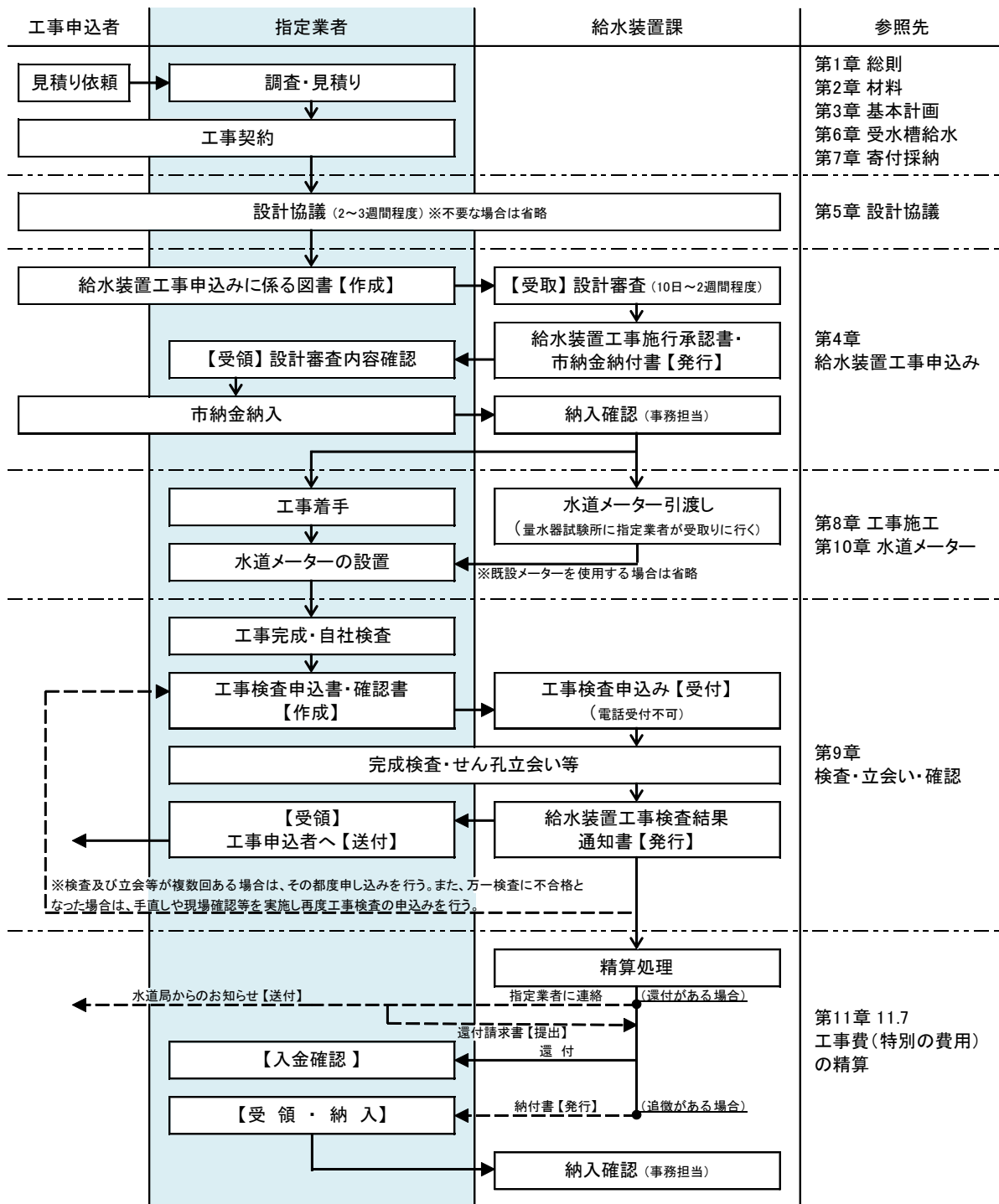


図-11.1 一般的な給水装置工事に係る一連のフロー

11.2 給水装置台帳等の閲覧

水道局に保管されている給水装置工事台帳等（以下「給水装置情報」という。）については、尼崎市個人情報保護条例（平成16年12月27日条例第48号）の第2条第5号のイに掲げる個人情報ファイルとして位置づけられる。

なお、給水装置情報の閲覧及びコピーその他の利用（以下「閲覧等」という。）及び保管にあたっては「給水装置工事台帳取扱要領」を定め、個人情報の適切な取扱いを行っている。

＜解説＞ 給水装置情報の閲覧等にあたっては、申請者に対して本人確認を行う。また、給水装置の所有者・使用者（以下「所有者等」という。）の代理人が請求する場合は、所有者等の同意が必要である。

なお、既設共有給水管から新たに給水管を分岐する際の承諾を得るために、給水装置工事台帳に記載の所有者を調査する場合においては、本人確認をもって所有者の住所及び氏名を開示することができる。

① 水道施設情報の閲覧

尼崎市内に埋設されている配水管及びメーターまでの給水管に関する情報は、給水装置課に設置されている水道施設情報システム(マッピングシステム)にて自由に閲覧可能である。

なお、当該システムはあくまで参考図面であり現地と整合しないことがあるので、設計や施工の際には現地等での十分な確認が必要である。

② 給水装置情報の閲覧等

ア 給水装置の所有者等が閲覧等をする場合

「給水装置台帳閲覧等に係る本人誓約書」《12.1 (5) ②》に必要事項を記入及び捺印したものを提出し、所有者等本人であることの確認のために運転免許証、健康保険証等の公的な身分証明書（以下「身分証明書」という。）を提示すること。

イ 給水装置の所有者等から同意を受けた者が閲覧等をする場合

「給水装置台帳閲覧等同意書」《12.1 (5) ③》に必要事項を記入し所有者等の捺印を得たものを提出し、閲覧者本人であることを確認するために身分証明書を提示すること。

ウ 既設共有給水管から新たに給水管を分岐する場合

「給水装置調査票」《12.1 (5) ④》に必要事項を記入したものを提出し、本人であることを確認するために身分証明書を提示すること。

11.3 既設給水管からの分岐承諾

他人所有の給水管から新たに分岐する場合や、当該給水管から既に分岐している給水管を撤去し、分岐し直す場合（同口径の場合も含む）も、当該給水管の所有者から承諾を得なければならない。

なお、当該給水管の所有者（給水装置台帳に記載の申込者）の申込み当時の住所と氏名は、給水装置課窓口にて「給水装置調査票」《12.1 (5) ④》を提出することで開示可能である。

万一、当該所有者の所在が不明な場合などは、所有者の親族もしくは当該給水管から分岐している給水装置の所有者全員の承諾を得ることで分岐を認める。

＜解説＞ 支管分岐承諾を得る際には、事前に当該既設給水管の口径や布設年度、その他の既設分岐給水管の口径や分岐数等を考慮し、新たに給水管を分岐することにより周囲の既設建物等が出水不良等になることがないかの確認をしなければならない。

なお、これに起因する出水不良や利害関係等の問題が生じた場合にも、水道局には異議申立てをせず、当事者（申込者と所有者（承諾者））において解決しなければならない。

11.4 メーター装置を識別する表示プレートの取付け

同一場所に2個以上のメーターを設置する場合や受水槽式で各戸徴収制度を適用する場合、3階直結直圧式及び直結増圧式の場合などは、各局貸与メーターの直結止水栓等に「給水方式、給水装置番号及び部屋番号等」を記入した表示プレートをボールチェーンなどで取り付けること。

<解説> 給水方式によって、表示プレートの色を分けること。

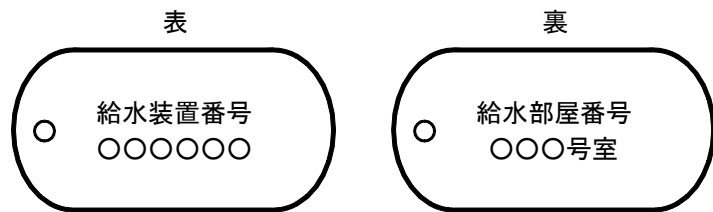
なお、併用式の場合は各戸メーターに取り付ける表示プレートに、給水方式を記入すること。

[記入例]

(親・参考メーター)

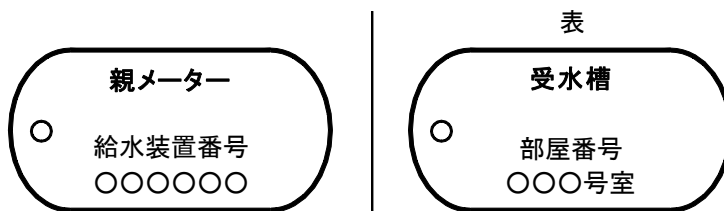
(各戸メーター)※パイプシャフト内を含む

①直圧式(3階直結直圧式、増圧用参考メーター以下の場合を除く) [白色]



※ 受水槽式と併用の場合は、表面の給水装置番号の上に「直圧」と記入すること。

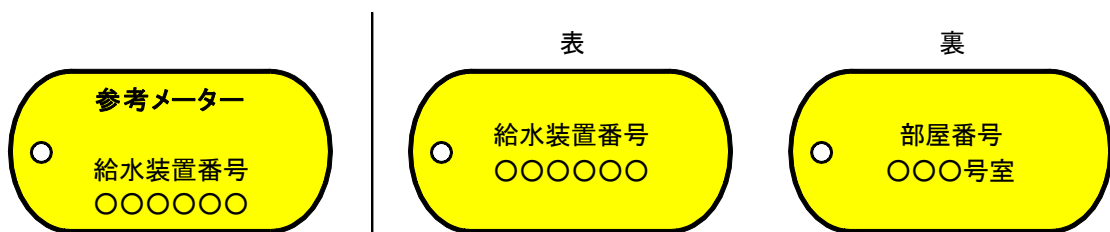
②受水槽式 [白色]



③3階直結直圧式 [青色]



④直結増圧式 [黄色]



※ 増圧用参考メーター以下に直圧系統がある場合は、表面の給水装置番号の上に「直圧」と記入すること。

11.5 市立小中学校等における仮設応急給水栓の設置

耐震性緊急貯水槽の設置が計画されておらず、新設や既設給水引込管の耐震化等の整備を行う市立小中学校等において、災害時等の非常時に使用できる仮設応急給水栓（以下「仮設給水栓」という。）を設置する。

＜解説＞ 新設及び改修を伴う市立小中学校については、原則として仮設給水栓を設置することとするが、最終的な判断は教育委員会と協議のうえ判断することとする。

① 設置場所

仮設給水栓は、敷地内の第一仕切弁からメーターまでの間で分岐して仕切弁を設置し、災害時等に使用しやすい場所に設置すること。

なお、配水管からの分岐よりメーター一次側直近の仕切弁までと仮設給水栓までの配管は、耐震型ダクタイル鋳鉄管を使用すること。（図-11.4 参照）

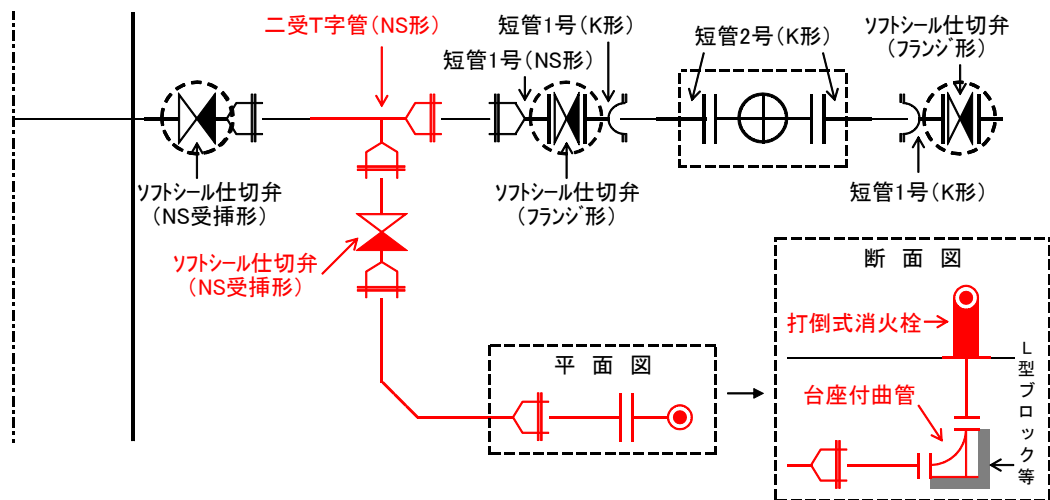


図-11.4 仮設応急給水栓設置標準図

② 仮設給水栓の種類

仮設給水栓として使用する給水用具は、原則として「打倒式消火栓」とする。

※打倒式消火栓

自動車等の衝突による被害を最小限に抑えるために、消火栓本体と地中管との接続部で分離することで、地中管に影響が出ないような構造となっている消火栓をいう。

③ その他

仮設給水栓として使用する消火栓は消防局が管理する消火栓には含まれない。

11.6 同時使用を考慮した口径別「給水栓数」及び「給水戸数（住居）」

管内流速を 2.0m/sec 以内とすることを前提として、同時使用を考慮した口径別の給水可能な「給水栓数」及び各算定方法における「給水戸数（住居）」を示す。

＜解説＞ 次に掲げる値はあくまで参考値（早見表）であり、詳細設計にあたっては、実際に設置する給水用具の使用水量や、各種の損失等を考慮して水理計算を行わなければならない。

① 標準給水栓数

同時使用率《3.3 (1) ①》を考慮した場合における標準給水栓数を掲げる。ただし、設置する給水栓によって、これらの値以上または以下の給水可能栓数となることもある。

表-11.5.1

口径 (mm)	13	20	25
給水栓数 (栓)	~2	~10	~20

② 位置指定道路等における分岐可能な給水戸数

管均等径表《3.4 (1) 表-3.7》による分岐可能な給水戸数を掲げる。

これは、位置指定道路等に布設する給水管または片押し配水管等からの分岐可能な給水戸数の概数を判断するためのものであり、管長・水圧及び摩擦係数が同一とし各戸には口径 20mm のメーターを設置するものとして算出したものである。

表-11.5.2

口径 (mm)	25	30	40	50	75	100
給水戸数 (戸)	1.74	2.75	5.65	9.88	27.23	55.90

③ 共同住宅における最大給水戸数（住居）

算定方法別に共同住宅における最大給水戸数を掲げる。ただし、ここに掲げる値は、水圧及び一切の損失を考慮しない場合のものである。また、各戸には、一般的な住居に標準装備される給水用具一式及び口径 20mm のメーターを設置するものとする。

なお、口径 25mm の場合における最大給水戸数については、算定方法に関わらず 2 戸とする。

ア 給水戸数から予測する算定式《3.3 (1) ③ ア》を用いた場合

表-11.5.3

口径 (mm)	25	40	50	75	100
給水戸数 (戸)	2	22	42	143	339

イ 居住人数から予測する算定式《3.3 (1) ③ イ》を用いた場合

表-11.5.4

口径 (mm)	25	40	50	75	100
給水戸数 (戸)	2	39	88	651	1,538

※全戸ワンルームタイプの場合

11.7 ダクティル鑄鉄管の切管寸法

ダクティル鑄鉄管（中小口径）における、切管の有効長の最小寸法は概ね 1mとされており、これは現地での切管や解体作業がスムーズに行える寸法として設定されているものである。また、最大寸法にも基準が定められており、給水装置工事にあたっては、これらを十分に留意しながら設計及び施工を行わなければならない。

＜解説＞ 切管の最小寸法は原則 1m以上とするが、実際の施工現場では 1m以下の切管がやむを得ず必要になる場合があり、そのような場合の参考となるように、各々の切管や解体作業が可能ながりぎりの最小寸法を示す。また、合わせて最大寸法についても掲載する。

① 最小寸法

表-11.6.1

口径	NS形		GX形				K形	
	甲切管	乙切管	切管ユニットを使用		挿しロリングを使用		甲切管	乙切管
			甲切管	乙切管	甲切管	乙切管		
75	800	810	660	770	700	770	635	560
100	810	820	660	770	720	770	635	560
150	840	860	680	770	740	770	635	560
200	840	860	690	770	740	770	640	560
250	840	860	690	770	740	770	640	560

(mm)

備考

- 1 NS形は、切管、溝切、挿しロテーバ加工をパイプ切削切断機で行う場合を示す。
- 2 GX形は、切管加工をエンジンカッターで行う場合を示す。
- 3 K形は、切断加工をキールカッターで行う場合を示す。
- 4 各寸法は、管の切断、継手の接合及び継手の解体に必要な最小寸法を各々算出し、それらのうち最も長い値を示す。なお、GX形のP-Linkの有効長は含んでいない。
- 5 切断部の外径または外周長を実測し、外径許容差を満足していることを確認する必要がある。
- 6 本寸法は継ぎ輪の預け代を考慮していない。そのような配管（せめ配管）を行う場合の切管寸法は、別途検討する必要がある。

② 最大寸法

甲切管の最大長さは、パイプ切削切断機と専用工具の施工により異なるが、有効長から 200mm を差し引いた長さであれば切断機の種類に関わらず施工が可能である。

乙切管の最大長さは、口径 75～250mm 以下の場合には有効長から 500mm を差し引いた長さとして示されている。

表-11.6.2

口径	甲切管	乙切管
75～250mm	有効長 - 200mm	有効長 - 500mm

しかし、実際の施工現場ではこれ以上長い管が必用になるケースも考えられ、その場合は、切断機の設置の可否、外径許容差が満足しているかどうかを良く確認の上、切管を行うこと。

11.8 増圧装置設置に係る緊急連絡先表示板の設置

直結増圧給水の建物においては、増圧装置の故障時等に備え緊急連絡先等を記入した表示板を管理人室及びポンプ室等に設置し、使用者にも十分に周知すること。

<解説> 緊急連絡先表示板は次に掲げる規格で製作すること。

① 材 質

アクリル板等

② サイズ

縦：400～800mm、横：300～600mm、厚：3～5mm

③ 書込み

エッチング、ペンキ、シール等

④ 設置場所

使用者等がすぐに発見でき、劣化しにくい場所

⑤ 連絡先

建物管理者・指定業者・増圧装置管理者の連絡先を記載し、24時間連絡が取れる体制にしておくこと。

[製作例]

給水用増圧装置故障時の緊急連絡先

増圧装置などが故障したときなどは、下記までご連絡ください。

1 建物管理者
 有限会社 ○○建物管理
 電話 ○○ - ○○○○ - ○○○○ (昼間)
 電話 ○○ - ○○○○ - ○○○○ (夜間)

2 指定給水装置工事事業者
 △△△水道 株式会社
 電話 △△ - △△△△ - △△△△

3 増圧装置管理者
 □□□□ポンプ 株式会社
 電話 □□ - □□□□ - □□□□

11.9 二世帯住宅におけるメーターの設置

一般的な単世帯住宅の場合は、通常、口径 20mm のメーターで給水可能であるが、二世帯住宅（キッチン、浴室等を各世帯に設置）の場合、同時使用率を考慮すると口径 25mm のメーターを設置する必要がある。

しかし、各世帯用に各々口径 20mm のメーターを設置することも可能（給水管の引込みは口径 25mm を一箇所）であり、こちらの方が、分担金と水道料金（基本使用量、従量料金）が大幅に安くなる場合が多い。

ただし、給湯器を 1 台で給水する場合は、複数のメーター設置はできないので留意すること。

<解説> 口径 20mm のメーターを 2 個設置する場合と、口径 25mm のメーターを 1 個設置する場合の、分担金と水道料金の比較（税抜き）

表-12.1

口径	分担金	水道料金				
		基本料金	従量料金(1㎡につき)			
			第1段	第2段	第3段	
20mm	124,000円	1,100円	1~20㎡ 45円	21~40㎡ 132円	41~80㎡ 182円	81㎡以上 220円
25mm	311,000円	2,440円	1~60㎡ 157円		60~100㎡ 203円	101㎡以上 240円

例：各々の世帯が、2ヶ月で 25 ㎡ずつ使用した場合の料金比較（下水道使用料は除く）

① 口径 20mm のメーターが 2 個の場合

[分担金] 124,000 円 × 2 世帯 = **248,000 円**（初期費用）

[水道料金] 1,100 円 × 2 世帯 + (45 円 × 20 ㎡ + 132 円 × 5 ㎡) × 2 世帯 = **5,320 円**

② 口径 25mm のメーターが 1 個の場合

[分担金] **311,000 円**（初期費用）

[水道料金] 2,440 円 + 157 円 × 50 ㎡ = **10,290 円**

11.10 工事費（特別の費用）の精算

給水装置工事にあたり水道局に前納した工事費（特別の費用）の概算額は、工事検査合格後に精算処理を行い、立会い回数の変更などによる過不足がある場合にはこれを還付しまたは追徴する。ただし、その額が100円に満たない時はこれを還付または徴収しない。

【給水条例第12条第2項】【給水規程第9条】

なお、設計審査後の設計変更などにより分担金及び手数料の額に変更が生じた場合には、その都度調定更正を行いその差額を還付しまたは追徴する。

<解説> 精算による還付または追徴に係る処理は次に掲げる分類の通り行うので、指定業者は給水装置課からの指示に従い速やかに手続きを行うこと。

① 還付の場合

ア 工事検査合格日が概ね当月前半の場合の処理手順

- a 当月営業末日に給水装置課から指定業者へ「還付請求書」を交付
- b 指定業者は、翌月10日（土・日・祝日の場合は、その前の営業日）までに「還付請求書」に押印し給水装置課に提出
- c 翌月25日に水道局から指定業者の登録口座に入金

イ 工事検査合格日が概ね当月後半の場合の処理手順

- a 翌月営業末日に給水装置課から指定業者へ「還付請求書」を交付
- b 指定業者は、翌々月10日（土・日・祝日の場合は、その前の営業日）までに「還付請求書」に押印し給水装置課に提出
- c 翌々月25日に水道局から指定業者の登録口座に入金

② 追徴の場合

ア 工事検査合格日が概ね当月前半の場合の処理手順

- a 当月営業末日に給水装置課から指定業者へ「追徴額の納付書」を交付
- b 翌月10日（土・日・祝日の場合は、その翌営業日）までに納入

イ 工事検査合格日が概ね当月後半の場合の処理手順

- a 翌月営業末日に給水装置課から指定業者へ「追徴額の納付書」を交付
- b 翌々月10日（土・日・祝日の場合は、その翌営業日）までに納入

11.11 水道の使用開始・使用中止

水道の使用開始及び中止にあたっては、当該水道使用者が水道局に申込みをしなければならない。
 なお、臨時工事用の場合における手続きは別途、給水装置工事申込みが必要となり、水道料金の徴収方法等も通常とは異なるので留意すること。

<解説> 水道番号や使用者情報（使用中の場合はお客様番号でも可）を用意の上、次に掲げる方法で申込みを行うこと。

① 通常の使用開始及び中止

受付日時は、12月29日～1月3日を除く「午前8時45分～午後5時30分」で、土・日・祝日も受付可能である。

ア 受付センターへ連絡

電話：06-6375-0002

FAX：06-6375-0124（専用の連絡票（HPよりダウンロード）が必要）

イ インターネットの使用

インターネット受付・照会システムにより申し込む方法

ウ 水道使用申込書の投函（使用開始の場合のみ）

玄関などに吊るしている「水道使用申込書」に必要事項を記入のうえ投函する方法

② 臨時工事用の使用開始及び中止

臨時工事用は料金課の窓口のみで申込みが可能であり、受け付け日時は、平日の「午前8時45分～午後5時30分」で、土・日・祝日及び12月29日～1月3日は受け付け不可である。

なお、臨時工事用の使用期間及び水道料金の精算（追徴・還付）等は、申込者と指定業者が連帯して責任を持って遂行しなければならない。

※臨時工事用の工事申込みについては《4.7》を参照のこと

③ 代行開栓

代行開栓は、現地のメーターが水道局により引き上げられている場合において、指定業者が使用開始の申込みを行い指定業者自らメーターを設置する方法であり、料金課の窓口にて規定の書類に必要事項を記入することで手続きが可能である。

ただし、キャップ止めの工事申込みがされている場合や、水道局の工事にてキャップ止めとされている場合などは代行開栓ができず、別途工事申込みが必要となるので留意すること。

水道の使用開始・使用中止に関する問合せ窓口

料 金 課 : 06-6489-7410

11.12 料金計算の特例（給水条例第 33 条特例）

この特例は、共同住宅等で 1 個の親メーターで 2 戸以上の水道使用者がある場合において、各戸が給水栓を専用する専用給水設備により水道を使用するときは、各戸の使用水量を均等とみなし、かつ口径 20mm 以下のメーターが各戸に設置されたものとみなして料金計算する特例である。

<解説> 料金計算の特例（給水条例第 33 条特例）を受ける場合の適用条件や提出書類等は、次に掲げる通りである。

① 適用条件

- ・親メーター（局貸与メーター）1 個に対し、2 戸以上の水道使用者があること。
- ・各戸に給水栓があること。
- ・各戸ごとに局貸与メーターが設置されていないこと。
- ・水道を使用する戸数の 3 分の 2 以上が専ら居住のために水道を使用していること。

② 提出書類

- ・給水条例第 33 条適用申請書
- ・総代人選任届

③ 使用戸数に異動があった場合の手続き等

使用戸数に異動があった場合は、直ちに「給水装置共有者異動届」を提出すること。
なお、異動後の使用戸数は届出のあった日の属する期の次の期から適用する。

計算例

（条件）

親メーター口径：40mm

建物形態：店舗付共同住宅（店舗 3 戸、住居 27 戸）

使用水量：1,400 m³ / 2 か月（散水用や清掃用に使用した水量を含む）

（口径 20mm 以下の水道料金表）

表-11.10.1

口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
		第1段	第2段	第3段	
20mm 以下	1,100円	1~20m ³ 45円	21~40m ³ 132円	41~80m ³ 182円	81m ³ 以上 220円

（30 戸用に換算した、口径 20mm 以下の水道料金表）

表-11.10.2

口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
		第1段	第2段	第3段	
20mm 以下	33,000円	1~600m ³ 45円	601~1200m ³ 132円	1201~2400m ³ 182円	2401m ³ 以上 220円

(算出式)

[基本料金]

$$1,100 \text{ 円} \times 30 \text{ 戸} = 33,000 \text{ 円}$$

[従量料金]

$$1 \sim 600 \text{ m}^3 \quad 600 \text{ m}^3 \times 45 \text{ 円} = 27,000 \text{ 円}$$

$$601 \sim 1,200 \text{ m}^3 \quad 600 \text{ m}^3 \times 132 \text{ 円} = 79,200 \text{ 円}$$

$$1,201 \sim 1,400 \text{ m}^3 \quad 200 \text{ m}^3 \times 182 \text{ 円} = 36,400 \text{ 円}$$

$$\text{小計} \quad 142,600 \text{ 円}$$

[合 計]

$$(33,000 \text{ 円} + 142,600 \text{ 円}) \times 1.08 (\text{消費税}) = 189,648 \text{ 円}$$

<参考> 特例を受けない場合の水道料金は、421,459円となる。

料金計算の特例に関する問合せ窓口

料 金 課 : 06-6489-7410

